

議案第 61 号

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和2年12月 2日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、条例の一部を改正する
必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1
号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市国民健康保険税条例（昭和 43 年条例第 237 号）の一部を次のように改正する。

第 21 条第 1 号中「330,000 円」を「430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「330,000 円」を「430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第 3 項中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「15 万円」を「150,000 円」に、「とする。）」

を「とする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行し、改正後の太宰府市国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。